令和5年度
指定障害福祉サービス等事業者
集団指導研修（相談支援）

令和５年１１月
広島市健康福祉局障害福祉部
障害自立支援課

目次

１　実地指導における主な指導事項

２　障害者虐待防止及び身体拘束の適正化

３　変更届・体制届

４　加算・減算

５　相談支援事業Ｑ＆Ａ

６　相談支援従事者現任研修

７　補助金

１　実地指導における主な指導事項

１　実地指導における主な指導事項

⑴　変更の届出

□　届出内容に変更があった場合は、変更後、１０日以内に届け出る必要があるにも関わらず、変更の届出が行われていない。

※　変更の届出が必要なもの

事業所の名称、所在地、管理者・相談支援専門員、運営規程、平面図　等

⑵　運営規程

□　虐待の防止のための措置に関する事項を、運営規程において定めていない。

□　利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、運営規程において定めていない。

※　広島市障害者総合支援法施行条例で定める独自基準において、規定を義務付けている。

１　実地指導における主な指導事項

⑶　契約書・重要事項説明

①　共通

□　根拠法が、古い法令（障害者自立支援法）になっている。
※　（正）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）

□　記載漏れ（日付・名前等）や押印漏れがある。

②　契約書

□　契約期間を経過しているにも関わらず、サービスを継続している。

□　契約の主体が、法人ではなく事業所・管理者となっている。

③　重要事項説明

□　利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明していない・説明が不足している。
※　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況など利用者が事業所を選択するために必要な重要事項

□　重要事項説明の後、利用者から内容に関する同意を得ていない。

□　行政相談窓口に「広島県国民健康保険団体連合会」と記されている。
※　介護保険サービスのみ対象のため、記載され ている場合は削除すること。

１　実地指導における主な指導事項

⑷　掲示

□　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示していない又は閲覧可能な形でファイル等で備え置く等していない。

※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

- 運営規程の概要
- 相談支援専門員の有する資格
- 事故発生時の対応
- 相談支援の実施状況
- 経験年数及び勤務の体制
- 苦情処理の体制

⑸　秘密保持

□　業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するための必要な措置を講じていない。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持するための必要な措置を講じていない。

□　個人情報の使用について、利用者から文書（同意書等）による同意を得ていない。

１　実地指導における主な指導事項

⑹　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

□　利用者に支払を求めることが適当な金銭の支払を求める際に、不適切な費用の徴収を行っている。

□　金銭の支払いを求める際に、使途や金額、金銭の支払いを求める理由について、書面により説明し、同意を得ていない（利用者負担額は除く。）。

⑺　利用者負担額等の受領

□　サービスを提供した際に、利用者から利用者負担額の支払を受けていない。

□　利用者へ領収証を交付していない。

⑻　給付費の額に係る通知

□　利用者に法定代理受領で受領した給付費の額を通知（代理受領通知）していない。
※　利用者本人の費用負担がない場合も通知が必要。

□　給付費を受領するより前に代理受領の通知を行っている。

１　実地指導における主な指導事項

⑼　計画作成

①　アセスメント

□　居宅等を訪問していない。

②　サービス等利用計画案

□　アセスメントを踏まえて作成したサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明していない。または、文書により利用者等の同意を得ていない。

□　サービス等利用計画案の写しを利用者等に交付していない。

③　サービス担当者会議

□　サービス担当者会議を開催していない。

□　サービス担当者会議に、利用者又は保護者が参加できるよう努めていない。

④サービス等利用計画

□　サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者等に対して説明していない。または、文書により同意を得ていない。

□　サービス等利用計画の写しを利用者等に交付していない。

１　実地指導における主な指導事項

⑽　モニタリング

□　居宅等を訪問していない。

□　新たにサービス等利用計画を作成する場合に、モニタリング報告書を作成していない。

⑾　記録の保管

□　相談支援の記録について、相談支援を提供した日から５年間保存されていない。

１　実地指導における主な指導事項

⑿　受給資格の確認等

□　利用者の受給資格を最新の受給者証により確認していない。

□　利用者の受給者証の別冊に、契約内容を記入していない。

⒀　事故発生時の対応

□　事故が発生した際、速やかに利用者の家族等及び障害自立支援課に連絡していない。

□　速やかに賠償を行うための措置（損害賠償保険の加入等）を講じていない。

１　実地指導における主な指導事項

⑭　請求に関すること

□　支援記録がない状態で給付費を請求している。

□　誤ったサービスコードで請求している。

□　利用者負担額の上限管理を行う際、利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書を市に提出していない。
※　新規利用や受給者証更新、世帯管理開始時などは提出が必要。

□　⑨の①～④の手順を踏まえずにサービス等利用計画を作成し、サービス利用支援費を算定している。

□　サービス等利用計画を作成後、利用者から文書により同意を得る前に利用支援費を請求している。

□　障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について計画相談支援の報酬を算定している。
※　障害児相談支援のみ報酬を算定することが可能。

□　モニタリングを行った結果、新たにサービス等利用計画を作成する場合に、継続サービス利用支援費を算定している。
※　サービス利用支援費のみ算定することが可能。

１　実地指導における主な指導事項

⑮　加算・減算

□　要件を満たしていないにも関わらず、加算を算定している。
（必要な人員配置を満たしていない、必要な書類・記録等を整備していない　等。）

□　加算の算定要件を満たさなくなった際、障害自立支援課に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出していない。

⑯　従業者の員数

□　基準上必要とされる人員配置を満たしていない。

⑰　虐待の防止

□　虐待防止のための措置を講じていない。
- 虐待防止委員会の開催
- 虐待防止担当者の設置等　等
- 研修の実施

１　実地指導における主な指導事項

⑱　身体拘束等の禁止

□　身体拘束の適正化のための措置を講じていない。

・　身体拘束を実施する際の記録
・　指針の整備
・　身体拘束適正化委員会の開催
・　研修の実施　等

⑲　その他

□　従業者の出勤簿が作成されていない。
（従業者として従事する役員等も含む。）

□　障害福祉サービス等情報公表システムについて、障害自立支援課に事業所情報の登録申請をしていない。
※　システム入力について不明な点がある場合、システム登録確認業務の委託先である「一般社団法人シルバーサービス振興会」へ問い合わせること。
【電　話】082-254-9699
【メール】peqqu001@hiroshima-silver.or.jp

２　障害者虐待防止及び身体拘束の適正化

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑴　近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

被虐待者数*（人）	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

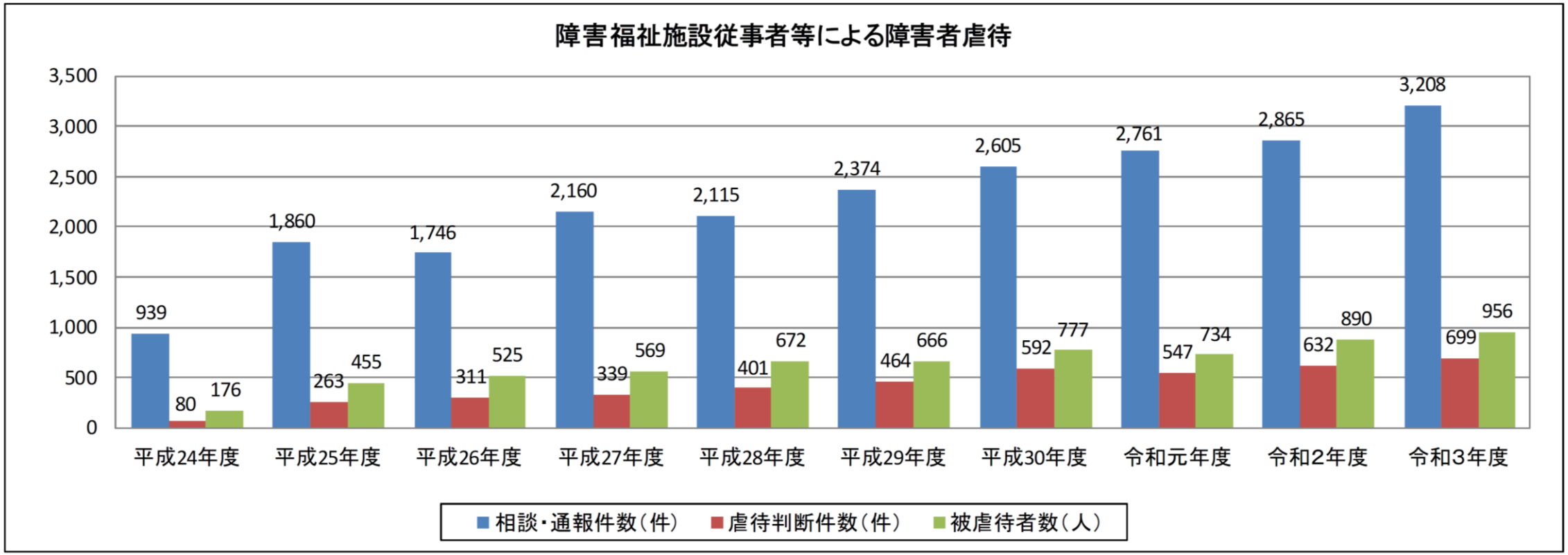

＊　平成24年度は下半期のみのデータ

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑴　近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

◆虐待行為の構成割合（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56．8%	15．3%	42．2%	5．4%	5．0%

◆被虐待者の障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16．5%	72．9%	15．3%	6．1%	1．4%

（出典）令和3年度　障害者虐待防止法対応状況調査報告書

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑴　近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

◆全国の虐待の発生要因上位５項（厚生労働省調査）

虐待発生要因（複数回答可）	
教育・知識・介護技術等に関する問題	７１．０％
職員のストレスや感情コントロールの問題	５６．８％
倫理観や理念の欠如	５６．１％
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	２２．６％
人員不足や人事配置の問題及び関連する多忙さ	２４．２％

（出典）令和3年度　障害者虐待防止法対応状況調査報告書

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑵　障害者虐待防止の取組

①　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること

②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

③　上記に記載の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

④　運営規程の整備

運営規程には、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされている。

- ○　虐待の防止に関する責任者の選定
- ○　成年後見制度の利用支援
- ○　苦情解決体制の整備
- ○　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ○　虐待防止委員会の設置に関すること

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑶　身体拘束等の禁止

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。

◆身体拘束の具体的な内容

①　車いすやベッド等に縛り付ける。
②　手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
③　行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
④　支援者が自分の身体で利用者を抑え付けて行動を制限する。
⑤　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑥　自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑷　身体拘束等の適正化を図るための取組

◆対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、指定障害者支援施設等、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設

◆取組内容

①　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
②　委員会の設置、委員会での検討結果を従業者に周知
③　指針の整備
④　研修の実施

２　障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

⑸　通報義務

◆　通報義務者

○　施設長、管理者

○　サービス管理責任者等

○　虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

◆　市町村の通報先（広島市の場合）

○　広島市障害者虐待通報ダイヤル（24時間受付可能）
(TEL)082－542－5300　(FAX)082－542－5311

○　障害自立支援課　事業者指導係
（障害福祉サービス事業所の指定・指導担当部署）
(TEL)082－504－2841

３　変更届･体制届

３　変更届・体制届

⑴　変更届

指定内容に変更があった時は、変更後１０日以内に届出が必要です。
（例：法人の名称、事業所の所在地、管理者や相談支援専門員の氏名、運営規程　など）
事業所の所在地や平面図の変更等は、必ず事前に相談が必要が必要です。
届出すべき項目や添付書類については、資料集記載の「指定内容の変更に係る提出書類一覧」を確認してください。

◆　提出にあたっての留意事項

○　原則事後提出です。変更前に提出しないようにしてください。
○　介護保険課の様式で提出する事業所が散見されます。所定の様式でご提出ください。
○　指定更新様式の中に掲載している様式もあります。下記様式掲載ページの「関連情報」からご確認ください。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】指定障害福祉サービス事業等に係る変更届出書、廃止・休止届出書
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18490.html（ページ番号：１８４９０）

３　変更届・体制届

⑵　体制届

新規に指定障害福祉サービス等の提供を行う場合や、届け出た体制に変更があった場合は体制届の提出が必要です。添付書類は、資料集記載の「介護給付費等の算定に係る体制等の届出に関する添付書類一覧表」をご確認ください。（資料集参照）

◆　提出にあたっての留意事項

○　新たに加算を取得する場合は、加算が始まる前月１５日までにご提出ください。
○　提出日が１６日以降の場合は、翌々月の１日から加算が始まります。

【加算等（算定される単位数が増えるもの）の算定開始日】

例	届出日	算定開始日
ケース①	令和5年11月15日 →	令和5年12月1日
ケース②	令和5年11月16日 →	令和6年1月1日

○　加算要件を満たさなくなった場合も体制届の提出が必要です。加算要件を満たさなくなった事実が発生した日から算定されなくなりますのでご注意ください。
○　事後に加算要件を満たさないことが発覚した場合は、給付費の返還が生じます。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18722.html（ページ番号：18722）

３　変更届・体制届

⑶　休止・廃止・再開届

◆　休止・廃止の場合

事業を休止や廃止する場合は、休止等の１か月前までに「廃止・休止・再開届」を提出してください。

届出に際し、利用者が必要なサービスを継続的に利用できるよう、希望や意向等を聴取し、次のサービス利用先などを調整してください。併せて、調整状況が確認できるものを提出してください。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）【障害福祉サービスの場合】

（変更の届出等）

第四十六条

２　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（指定障害福祉サービスの事業の基準）

第四十三条

４　指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

◆　再開する場合

休止した事業を再開する場合は、再開の日から１０日以内に届け出てください。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】指定障害福祉サービス事業等に係る変更届出書、廃止・休止届出書

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18490.html（ページ番号：１８４９０）

４　加算･減算

４　加算・減算

主任相談支援専門員配置加算

（計画相談支援、障害児相談支援　）

相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該事業所又は当該事業所以外の事業所の従事者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算可能です。

※「研修を実施した場合」とは次に掲げる要件を全て満たす体制が整備されている必要があります。

要件
①　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
②　新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
③　当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
④　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

※留意事項

○　体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。

○　職員が一人（管理者兼相談支援専門員）で運営する事業所についても、会議や研修等を実施するための指針が整備されていれば、算定可能です。

５　相談支援事業Q&A

５　相談支援事業Q&A

（Q1）　相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということでよいか。

（A1）　お見込みのとおり。

（Q2）　支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合の取扱いはどうしたらよいか。

（A2）　支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、モニタリングの最終月を支給決定期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい。

（Q3）　継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居よる環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス利用支援を行うこととなった。
**　継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。**

（A3）　同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

６　相談支援従事者現任研修

６　相談支援従事者現任研修

相談支援専門員として従事するためには、初任者研修終了から5年ごとに現任研修を修了する必要があります。

⑴　令和5年度が現任研修の受講期限である者

- ◆　平成30年度に初任者研修を修了した者
- ◆　平成25年度に初任者研修を修了し、かつ、平成30年度末までに現任研修を修了した者
- ◆　平成20年度に初任者研修を修了し、かつ、平成25年度当初から平成30年度末までの間に現任研修を修了した者

※年度中に現任研修を修了しない場合、令和6年度から相談支援専門員として従事できなくなるため、ご注意ください。今年度に主任相談支援専門員研修を受講する予定の者は、現任研修の受講は必要ありません。

⑵　参考

【広島県HP】令和5年度相談支援従事者現任研修の受講者募集について
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin05.html

7　補助金

7　補助金

(1) 新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

（ア） 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
①　利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所	全サービス共通	・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費 ・自費検査費用（一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る） ・施設・事業所の消毒・清掃費用 ・感染症廃棄物の処理費用 ・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用 （以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る） ・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）
②　感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）に対応した施設・事業所	短期入所 入所・居住系 訪問系	
③　感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所（①、②の場合を除く）	施設入所支援 共同生活援助	・自費検査費用（一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る）
④　①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所	通所系	・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用 ・代替場所の確保費用（使用料） ・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金 ・代替場所や利用者宅への旅費 ・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用 ・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

７　補助金

⑴　新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

（イ）　障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
①　（ア）の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所	全サービス共通	・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
②　感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所		

（ウ）　通所系サービスによる安否確認等実施支援※令和5年4月1日～令和5年5月31日実施分が対象です。

通所系サービス事業所が休業し、又は利用者がサービスの利用を休止した場合において、介護給付費等報酬算定の対象とせず、事業者負担により電話等による安否確認等を実施した場合に、利用者１人１回当たり2千円を補助します。

詳細はホームページをご覧ください。

【広島市ホームページ】広島市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/178777.html（ページ番号：178777）

7　補助金

⑵　広島市障害福祉人材養成支援補助金

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援）

◆　補助対象資格等及び補助金額

補助対象資格等	補助金額
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	１人につき100，000円
相談支援専門員	１人につき50，000円
たん吸引等を行うことができる介護職員	１人につき50，000円
強度行動障害支援者（実践研修）	１人につき40，000円

◆　申請期限

①　４月から9月までに資格証等の交付を受けた場合　→　当該月の属する年度の10月31日
②　10月から3月までに資格証等の交付を受けた場合　→　当該月の属する年度の3月31日

【広島市ホームページ】広島市障害福祉人材養成支援事業について
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18745.html
ページ番号：18745

令和5年度障害福祉サービス等
事業者集団指導研修は以上になります。

ご清聴ありがとうございました。